**令和７年度「元気な農業応援事業」の実施方法と採択基準について**

**昨年度から引き続きとなる要件など**

○成果目標の設定・達成状況報告書の提出が必須です

・事業実施3年後の目標を設定し、**取組者全員**（省エネルギー対策支援を除く）**を対象とした達成状況の確認**を実施します。**提出がない場合は事業の活用を不可とします**。

**・**目標未達成の場合は、再度、翌年に「達成状況報告書」を提出が必要です。

また、**未達成となった翌年度に事業要望する場合、その状況を踏まえて審査を行います。**

・「省エネルギー対策支援」の実績時にチェックリストを添付し、達成状況報告を不要とします。

○その他

・汎用性の高い機械・施設を補助対象外とします。

　（例）フォークリフト、ショベルローダー、バックホー　など

・実績報告時に導入機械・施設の**保険加入を必須とします**。

・事業要望審査により採択、不採択を決定することを基本としますが、

要綱に定める範囲で補助率を調整する場合があります。

・実績報告時に**「領収書」**を添付することを原則とします。

・ソフト事業において、ハード事業同様、申請時に**「３者見積書」**の添付を基本とします。

ただし、3者見積もりが取れない場合、理由書でも可能とします。

・堆肥の切り返しなどに活用する機械は、フロントローダーとバケットなど

トラクターにアタッチするものが対象となります。

・園芸品目の運搬機を対象とします。（収穫物や苗箱の運搬用）

※クローラーまたはタイヤの手押しタイプが対象。土砂や堆肥、籾コンテナの運搬用は除く。軽トラックなどの車両を除く。

・「省エネルギー対策支援」の対象作物に、キノコを追加します。

**令和７年度から見直しする点**

・機械、施設整備において、物価高騰に対応するため申請可能な事業費を20％引き上げます。一般：300万円→360万円、農地所有適格法人特例（以下、法人特例）：補助対象事業費600万円に対して720万円。補助上限額は変更ありません。要望書に物価高騰前の金額の記載し、物価高騰前が補助事業費内であることを確認してください。

・法人特例：申請可能な上限事業費を720万円に設定しました。補助対象事業費は600万円で変更はありません。

・園芸ハードの複数台導入できる取扱いを明記するとともに、法人特例でも園芸の複数台の導入が可能になりました。

・納税証明書の期限は、年度内のもの、または、年度をまたぐ3か月以内を対象とします。

・審査項目確認書を変更しましたので、新様式を使用してください。

・園芸ハードについて、労働力削減と品質向上の観点から、温度制御装置、自動開閉装置（換気窓、内張カーテン、外張）を一式として対象とします。（ソフトでは対象外）

**裏面あり**

・納品の遅れが見込まれる秋冬作業用の機械や施設等の要望について、春夏作業要望時に、理由書を添付して要望できるものとします。同様に、翌年度の春夏作業用の機械や施設等の要望についても、秋冬作業要望時に要望できるものとします。

※ただし、春夏作業要望で不採択になった場合、秋冬作業要望時に同一の要望は不可です。

・「省エネルギー対策支援」は、施設の2回目以降の支援も対象とします。

　1回目：補助率3/10　2回目以降：補助率1.5/10

※施工箇所は問わず、対象施設の被覆または修繕の支援メニューごとに補助率を算定します。

・農機具店やクレジットカード会社への分割払いは、令和6年度から原則として不可です。

・成果目標項目を８つに絞り、目標設定の下限を設けます。

・完了日は、領収書の日付または保険加入日のいずれか遅い日（年度内）とします。